

# 出水市病院事業 看護師奨学金制度のご案内

## ◎出水市病院事業 看護師奨学資金貸与制度

出水市病院事業では、地域医療の充実に資するため、将来、当院において看護師としてその業務に従事しようとする意思を持つ学生を対象に、奨学金の貸与を行います。

この制度は、看護師を目指す皆さんの学生生活を支援するものであり、卒業後に出水市病院事業職員(看護師)として必要期間勤務することにより、償還金の返還が免除されます。

### 1. 貸与対象者

- ① 看護師養成施設(大学、短大、専修学校または高等学校看護科もしくは当該高等学校の専攻科)に在学中または入学予定の方で、養成施設を卒業する日の属する年度に実施される病院事業看護師採用試験及び看護師国家試験に合格後、直ちに病院事業において看護師としての業務に従事しようとする意思を有する者。
- ② 学業成績が優れ、かつ心身が健康である者。

### 2. 募集人数

3名

### 3. 貸与額

(月次資金)

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ① 看護に関する学科を設置する高等学校     | 月額5万円         |
| ② 看護に関する学科を設置する高等学校の専攻科 | 月額6万円         |
| ③ 上記①・②以外               | 月額5万円又は月額10万円 |

(入学資金)

高校入学10万円、その他20万円

### 4. 貸与期間

当該養成施設の正規の修学期間内で、病院事業管理者が必要と認める期間

### 5. 返還の免除

卒業後、直ちに看護師として出水市病院事業に職員として勤務し、貸与を受けた期間(貸与規程に規定する期間)以上の期間を勤務すること。

### 6. その他

奨学金の貸与決定をもって将来の当院への採用を約束するものではありませんので、採用試験を受験していただくこととなります。(卒業年度の9月頃に実施予定)

採用試験に合格されますと、卒業後(免許取得後)に出水市病院事業で看護師として業務に従事していただきますが、不採用の場合は奨学資金を返還していただくこととなります。

ただし、卒業年度の採用試験又は看護師国家試験に不合格の場合は、卒業翌年度の試験合格までの期間については、返還を猶予することができます。

奨学金制度についての詳細は、裏面を参照いただくか、下記までお問い合わせください。

出水市立

出水総合医療センター 事務部 総務課

〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地

TEL 0996-67-1611 FAX 0996-67-1661

ホームページ <http://www.hospital-city.izumi.kagoshima.jp/>

E-mail [mail1@hospital-city.izumi.kagoshima.jp](mailto:mail1@hospital-city.izumi.kagoshima.jp)

## 令和3年度 出水市病院事業看護師奨学資金貸与募集要項

対 象 者	看護師養成施設(大学、短大、専修学校または高等学校看護科もしくは当該高等学校の専攻科)に在学中または入学予定の者で、養成施設を卒業する日の属する年度に実施される病院事業看護師採用試験及び看護師国家試験に合格後、直ちに病院事業において看護師としての業務に従事しようとする意思を有する者。 学業成績が優れ、かつ心身が健康である者。
募 集 人 員	3名
審 査 方 法	書類審査及び面接審査
貸 与 金 額	(月次資金)①看護に関する学科を設置する高等学校は月額5万円 ②看護に関する学科を設置する高等学校の専攻科は月額6万円 上記①、②以外は月額5万円又は月額10万円 (入学資金)高校入学10万円、その他20万円
貸 与 期 間	養成施設の正規の修学期間内で、病院事業管理者が必要と認める期間
貸 与 開 始	令和3年4月
貸 与 方 法	四半期ごとに、当該最初の月(4月、7月、10月及び1月)に交付
返 還 の 免 除	出水市病院事業において所定の期間を看護師として勤務したときは、貸与を受けた奨学資金の返還が免除されます。 ・貸与金額が月額5万円または6万円の場合、貸与期間と同じ期間 ・貸与金額が月額10万円の場合、貸与期間の2倍の期間
貸 与 金 の 返 還	次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学資金の全額を返還しなければなりません。(原則、一括返還) ・貸与を停止されたとき(死亡、退学、学業成績不良、その他) ・奨学資金の貸与を辞退したとき ・採用試験または看護師国家試験に不合格の場合で、猶予を受け卒業翌年度の試験にも不合格の場合 ・出水市病院事業において看護師としての業務に従事しようとする意思がなくなったことを理由とするとき また、以下の場合には、貸与を受けた奨学資金の一部を返還しなければなりません。(原則、一括返還) ・出水市病院事業において勤務した期間が、貸与を受けた期間に満たなかったとき
連 帯 保 証 人	2人(1人は親族、1人は独立の生計を営み返還の責任を負うことができる程度の資力を有する成年者)
申 込 方 法	次の書類を、下記申込先に直接または郵送により提出してください。 (1) 貸与申請書 (5) 成績証明書 (2) 戸籍謄本 (6) 保証人の印鑑登録証明書 (3) 履歴事項等調査書(所定の様式) (7) 保証人の所得証明書 (4) 健康診断書(所定の様式)
申 込 受 付 期 間	令和3年1月29日(金)まで 必着
申 込 先	〒899-0131 出水市明神町520番地 出水総合医療センター 事務部総務課 TEL 0996-67-1611 FAX 0996-67-1661
そ の 他	・採用について 奨学金の貸与決定をもって将来の当院への採用を約束するものではありませんので、卒業年度に採用試験を受験していただきます。 ・申請書類について 申請に必要な書類は、出水総合医療センター総務課へ請求していただくか、病院ホームページからダウンロードしてください。